

令和6年度 事業計画

～ 部 署 別 ～

社会福祉法人西東京市社会福祉協議会

～ 目 次 ～

担当	担当係名	事業名	頁	予算書
総務課	法人運営係	組織運営（組織強化、チャリティ事業 調査研究、連絡調整、普及宣伝）	1	P 16
		事業要介護認定調査事業	6	P 38
福祉活動推進課	相談支援係	地域福祉コーディネーター事業	7	P 21
	地域福祉推進係	小地域福祉推進事業	10	P 21
		歳末たすけあい・地域福祉募金事業	11	P 36
		共同募金事業（東京都共同募金会西東京地区協力会）	11	—
		生活支援体制整備事業	12	P 21
		ボランティア・市民活動推進事業	14	P 24
		市民協働推進センター事業	17	P 38
福祉支援課	権利擁護係	日常生活自立支援事業	20	P 30
		権利擁護センターあんしん西東京事業	20	P 30
		成年後見事業	21	P 30
		生活困窮者自立相談支援事業	22	P 38
	サービス提供係	在宅福祉サービス事業	23	P 21
		緊急援護費支給事業	23	P 21
		生活福祉資金貸付事業	24	P 21
		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	24	P 21
		受験生チャレンジ支援金貸付事業	25	P 21
		ファミリー・サポート・センター事業	25	P 24
		高齢者生きがい推進事業	26	P 34
		介護予防事業	27	P 34

令和6年度 総務課 事業計画

【法人運営係】

係の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉法が改正され、「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくり」に向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されたことにより、その動向を踏まえ、地域共生社会の実現と包括的支援体制の構築のため、「第五次西東京市地域福祉活動計画」＜令和6年度～令和10年度＞、「第五次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためのアクションプラン」＜令和6年度～令和10年度＞に基づき、地域福祉の推進に取り組み、計画の進行管理に努めます。 2. 「福しんごうくんの自己財源確保計画(改訂版)」＜平成31年3月＞、「西東京市社会福祉協議会定員適正化計画」＜令和2年7月＞の見直しを進め、引き続き、組織の体制整備、充実を図るとともに適正な組織運営に取り組み、人材の育成・活用に努め、広報の充実、コロナ禍により減少した会員会費の増強に取り組みます。 3. 社協だより、ホームページ、SNS、その他の広報パンフレット・チラシ、各種イベントを活用して、本会の認知度を上げ、取り組みを周知します。 4. 西東京市より要介護認定調査を受託し、公平・中立な制度運営者として認定調査業務に努めます。 5. 西東京市及び社協内部各課との連携を図り、各事業を円滑に進めます。
------	---

1. 組織運営の取り組み

方針	<p>【理事会、評議員会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法等の法律を遵守し、役員、評議員による組織運営のガバナンスの強化、財務規律の透明性等に努め、理事会、評議員会を開催します。情報提供や意見交換等を実施します。 <p>【監事会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査します。 <p>【三役会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会の円滑な運営を目的に会長、副会長、常務理事による三役会を実施します。 <p>【情報セキュリティに関する取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーにもとづき、各種情報資産の保護に努めます。 ・職員及び地域活動者を対象とした研修の実施について検討、実施します。 <p>【第三者委員会の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決に向けて、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図ります。 <p>【労働環境の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成に取り組みます。 <p>【組織内の情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題解決に向けた個人情報の取扱いのルールづくり等、情報活用のための環境整備を行います。 		
項目	内 容	目標値	
理事会、評議員会の開催	(1)理事会	6月、9月、11月、2月、3月の定例開催の他、臨時に開催	6回予定
	(2)評議員会	定時評議員会開催の他、臨時に開催	4回予定
監事会の開催	(1)監事監査	5月、11月に開催	2回
三役会の開催	(1)三役会	4月、6月、9月、11月、2月、3月の定例開催の他、臨時に開催	7回予定
情報セキュリティに関する取り組み	(1)情報セキュリティポリシー実施手順書の作成		段階的に作成 11項目中 8項目を作成
	(2)情報セキュリティ研修会の開催		1回
第三者委員会の取り組み	(1)利用者等からの苦情の受付		臨機に受付
	(2)委員会の開催		臨機に開催
労働環境の向上	(1)衛生委員会の開催	法の規定により開催	12回
	(2)職場環境向上のための一斉巡視	法の規定により開催	1回

令和6年度 総務課 事業計画

【法人運営係】

2. 自己財源確保の取り組み

方針	<p>「第五次西東京市地域福祉活動計画」と「第五次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためのアクションプラン」、「福しんごうくんの自己財源確保計画」を実行に移し、プロジェクトチームを中心に組織全体で自己財源の確保に取り組みます。</p> <p>【会員増強の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な広報媒体や機会を活用して社協のPRに努め、全職員が会員加入促進に取り組むとともに、新たな協力者の発掘に取り組みます。 会員・会費制度を通して、地域のつながりづくりに取り組みます。 社協協力員等がいつでも会費増強活動ができるように、わかりやすいPR方法を検討します。 <p>【各種事業収益の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> チャリティー市民ゴルフ大会、チャリティーバザーの開催、募金箱の設置促進、実習生・施設見学実習生の受入れ、外部研修への講師派遣等により、自己財源の確保に努めます。 財務基盤強化に向けた自己財源の確保はもとより、コスト削減に取り組み、諸経費支出の削減に努めます。 寄附・募金がしやすい環境づくり、特にキャッシュレス決済の導入に取り組みます。 自己財源の確保に関する先進地区の事例を研究・検討し、実施に向けて取り組みます。 受託料の一般管理費の扱いについて検討し、市との協議、調整を図ります。 		
項目	内 容	目標値	
会員増強の取り組み	(1) 協力員活動説明会の開催	地域のつながりづくりを推進するための情報共有（説明会等）実施	年1回（5月） 参加者約70人
	(2) 広報媒体によるPR	社協だより等でのPR （6月、10月、12月、3月）	年4回
		ホームページやSNSでのPR	随時実施
		わかりやすく社協をPRする方法の検討、取り組み	随時実施
各種事業収益の確保	(1) チャリティーゴルフ大会の実施	令和6年10月23日（予定）	30万円/年1回
	(2) チャリティーバザーの実施	市民まつりへの出店（11月）	20万円/年1回
	(3) 募金箱の設置	施設、事業所、店舗等への設置	20万円/90カ所
	(4) 社協だより、ホームページでの広告収入の確保		社協だより 72万円 ホームページ 40万円
	(5) 実習生・施設見学実習生の受入れ	社会福祉士資格取得に必要な相談援助実習生の受入れ	8人
		施設見学実習の受入れ	2校
	(6) 福祉応援型自動販売機の設置		新規1カ所 計3カ所 (30,000円)
	(7) 香典寄附、遺贈寄附等の周知		2回 (100,000円)
	(8) コスト削減の取り組み	事務費浪費削減の推進	随時実施
(9) 先進地区の事例研究、検討、実施に向けた取り組み		随時実施	

令和6年度 総務課 事業計画

【法人運営係】

3. 表彰・感謝の取り組み			
方針	【表彰式の開催】 ・本会が推進する地域福祉事業を通じて地域社会の福祉増進に努め、その功績が顕著な団体及び個人に対して本会規則に基づき表彰状を贈呈します。 ・地域福祉活動実践者（団体）の、活動意欲の増進につながり、市民が地域福祉活動に積極的に関わろうという意欲のもてる表彰式の企画を検討し、実施します。		
項目	内容	目標値	
表彰式の開催	(1) 表彰式 「あったか！ふれあい！感謝のつどい」	12月に開催予定 1回	
4. 広報の取り組み			
方針	【社会福祉協議会のPR(普及宣伝)】 「第五次西東京市地域福祉活動計画」と「第五次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためのアクションプラン」に基づき、広報戦略及び次のことについて検討し、取り組みます。 ・関係機関への情報提供及び市民に必要な情報の整理や発信の充実を図ります。 ・社協事業活動とそのPRが一体的に進むように広報活動を展開します。 ・ホームページのリニューアルにより利便性を向上させるとともに、SNS（Facebook、X）、掲示板等各種の媒体を活用した広報活動を通じて、市内の社会福祉法人、福祉団体、NPO、関係機関等との連携を深めます。 ・社協のマスコットキャラクター「福しんごうくん」の着ぐるみ等の積極的な活用により、若年層への社協活動の周知に努めます。		
項目	内容	目標値	
社会福祉協議会のPR(普及宣伝)		社協だより「ゆめは一と」の発行	4回
	(1) 各種媒体を活用した広報	ホームページ、SNSの運営	アクセス数 HP 40,000件/年 Facebook フォロワー数600人 X(旧twitter) フォロワー数 600人
		(2) 福しんごうくんを活用した広報	福しんごうくんガチャの貸出
		福しんごうくん着ぐるみの貸出	2回
		福しんごうくんグッズの配付、販売	検討・実施
(3) 必要な情報の整理、発信	関係機関、市民等への目的別の情報発信の検討	随時	
5. 西東京市社会福祉法人連絡会の取り組み			
方針	【西東京市社会福祉法人連絡会の取り組み】 ・市内社会福祉法人の連携をより深め、「地域における公益的な活動」に法人同士の協働で取り組むにあたり、本会が中心となり積極的に推進します。 【社会福祉法人の社会貢献活動推進プロジェクトチームの取り組み】 ・市内で公益的な活動を行う社会福祉法人において中核的な役割を担い、協働して地域における公益的な取組みを実施するために、本会組織を横断したプロジェクトチームにより、調査、研究、実践に取り組みます。		

令和6年度 総務課 事業計画

【法人運営係】

項 目	内 容	目標値	
西東京市社会福祉法人連絡会の取り組み	(1) 西東京市社会福祉法人連絡会全体会の開催	5月、3月に総会開催	2回
	(2) 西東京市社会福祉法人連絡会幹事会の開催	5月、7月、10月、12月、2月、3月	6回
	(3) 地域公益活動分科会の取組み（運営）		随時実施
	(4) 人材確保・育成活動分科会の取組み（運営）		随時実施
	(5) 広報啓発活動分科会の取組み（運営）		随時実施
	(6) 社会福祉法人の社会貢献活動推進プロジェクトチーム会議		6回

6. 調査研究（各計画・事業の進行管理・評価）の取り組み

方 針	<p>【第五次西東京市地域福祉活動計画進行管理委員会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第五次西東京市地域福祉活動計画＜計画期間：令和6年度～令和10年度＞進行管理委員会において、地域福祉活動計画及びアクションプランの進行状況の確認・評価・見直しを行い、その結果を基に、第六次西東京市地域福祉活動計画策定に反映していきます。 <p>【事務事業評価の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の必要性や目的を明確化し、事業活動・組織運営に対する成果等を分析・評価し、その結果を踏まえて今後の事業の方向性を検討します。事務事業の評価を行い、業務の改善や見直し等を行います。 		
項 目	内 容	目標値	
西東京市地域福祉活動計画進行管理委員会の開催	(1) 第五次西東京市地域福祉活動計画進行管理委員会	12月に開催	1回
事務事業評価の実施	(1) 第一次・第二次・総合評価の実施		5事業を評価

7. 人材育成の取り組み

方 針	<p>【人事考課の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材育成・活用基本方針に基づいた人事考課を実施し、職員の業務に対するモチベーションを向上させることで、育成・成長を促進します。 有効的な人事考課のため評価者研修を実施します。 <p>【職員研修の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本会職員がめざす地域福祉の中核を担える職員に必要な「意識」と「能力」を身につけるために、職員研修方針にもとづき職員研修を実施します。 職員の資質向上を目的とする研究発表会の開催について検討します。また、新規採用者への基本的な研修を強化します。 		
項 目	内 容	目標値	
人事考課の実施	(1) 人事考課の実施	自己評価の作成、所属長との面接の実施	面接2回実施 1月末日までに終了
	(2) 人事考課評価者研修の実施		1回
職員研修の実施	(1) 職場外研修への職員派遣		随時実施
	(2) 地域福祉コーディネーター養成研修基礎編受講者の拡大		5人
	(3) 職場内研修の実施、自主研修への支援		随時実施
	(4) 新任職員研修の実施、外部講師による講座の実施		4月～
	(5) 研究発表会（職員研修）の企画・検討		随時実施

令和6年度 総務課 事業計画

【法人運営係】

8. 災害に備えた取り組み		
方 針	災害時に備え、備蓄品の整備、災害時の初動や災害ボランティアセンター設置・運営に関する取り組みを行います。 【災害対応チーム会議の開催】 ・「災害ボランティアセンターワーキンググループ」及び「初動訓練ワーキンググループ」を設置し、大規模災害時に本会職員が適切な対応が取れるよう、災害対応訓練の実施や各種災害時対応マニュアルの整備・見直しを行います。 【被災地支援の取り組み】 ・大規模災害に見舞われた被災地に対する支援を積極的に実施します。	
項 目	内 容	目標値
災害対策本部会議の設置・開催	(1) 台風等の災害時に対応を検討するため開催	随時
災害対応チーム会議の開催	(1) 会議の開催	3か月に1回 4回
災害ボランティアセンターワーキンググループ会議の開催	(1) 担当者会議の開催	随時開催
	(2) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施	西東京市総合防災訓練に参加（展示訓練） 1回 社協独自の研修を実施 1回
	(3) 講習会の開催	1回
初動訓練ワーキンググループ会議の開催	(1) 担当者会議の開催	随時開催
	(2) 初動対応マニュアルの見直し	随時実施
	(3) 初動対応訓練の実施	初動対応マニュアル、業務継続計画に基づく訓練を実施 1回
被災地支援の取り組み	(1) 被災地の状況把握、ボランティア保険への対応、義援金・支援金の募集、職員派遣を状況にあわせて実施	必要に応じて実施
9. 連絡調整の取り組み		
方 針	【会議等への役職員の派遣】 ・関係機関、団体からの依頼により会議等に役職員を派遣します。 【関係機関、団体等への講師派遣等】 ・関係機関、団体からの依頼により講習会、講演会等の行事に役職員を講師として派遣します。 【福祉のしごと相談・面接会の実施】 ・身近な地域で、福祉の仕事に興味のある方、就職を希望する方、福祉の資格を活用したい方等に福祉事業所の採用担当者と直接面接する機会を提供するとともに、市内福祉事業所の人材確保を目的に相談・面接会を実施します。	
項 目	内 容	目標値
会議等への役職員の派遣	(1) 関係機関、団体が実施する会議等への役職員の派遣	随時実施
関係機関、団体等への講師派遣等	(1) 関係機関、団体が実施する講習会、講演会等への役職員の派遣	随時実施
福祉のしごと相談・面接会の実施	(1) 福祉のしごと相談・面接会の実施	市内福祉サービス実施事業所対象 1回 22事業所

令和6年度 総務課 事業計画

【法人運営係】

10. 組織、職員定員適正化の継続的な検討

方針	【組織の事業推進に向けた体制の検討、協議】 ・「西東京市スタイル2.0」の具現化に向けて、事業推進のための組織体制について検討し、市との協議、調整を図ります。 【職員定員適正化計画の見直し含む継続的な検討】 ・第五次西東京市地域福祉活動計画及びアクションプランの着実な推進をするとともに、地域課題などの解決に関わる相談支援部門の体制充実を図るとともに、必要となる人員の適正確保に努めます。 ・定年延長の対応についても市との協議・調整を継続的に進めます。	
項目	内容	目標値
組織、職員定員適正化の継続的な検討	(1) 課長会、管理職会議における検討の実施	上半期実施
	(2) 所管課との協議	随時実施

11. 要介護認定調査事業（西東京市からの受託事業）

方針	1. 日常生活を送るうえで介護等が必要な被保険者（65歳以上の方、または加齢に起因する一定の疾病が原因で介護等を必要とする40歳以上）の方を対象とした、要支援・要介護区分を決定する際に不可欠な認定調査（以下調査）の一部を西東京市から受託し、実施します。 2. 調査員（介護支援専門員の資格を持つ社会福祉協議会職員等）が、申請をした被保険者に対して面接をし、全国一律の方法によって心身の状況等について調査をします。 3. 受託法人である社会福祉協議会は、西東京市と同様に①新規申請 ②区分変更申請③介護申請 ④更新申請の全ての調査を実施します。その際、公平・公正を担保するために、可能な限り全市の調査をめざし、市内を4つの地域に分け1年度に1地域の調査を行います。 4. 調査の精度をより高めるため、西東京市と連携の上面接技術等の研修を実施し、これまで以上に資質向上に努めます。		
項目	内容	目標値	
認定調査および認定調査付随業務	(1) 指定市町村事務受託法人として、公正、中立な立場での調査業務の実施	西東京市より認定調査業務を受託	2,100件程度
	(2) 被保険者の認定調査の実施		
研修	(1) 認定調査員の調査技術の向上	独自研修会の開催	年1回
情報提供	(1) 介護保険に関する適切な情報提供		随時実施
	(2) 個人情報に関する守秘義務の厳守		随時実施
関係機関との連携	(1) 西東京市、関係団体との連携		随時実施

令和6年度 福祉活動推進課 事業計画

【相談支援係:地域福祉コーディネーター事業（西東京市からの受託事業）】

係の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市に住み・活動する全ての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく互いに支え合いながら活躍できる社会を目指し、「西東京市スタイル2.0」を推進します。 2. 市民からの相談を分野にとらわれずに受け止め、解決に向けて取り組みます。 3. 重層的支援体制整備事業を適切に執行し、包括的かつ重層的な支援が実施できるよう努めます。 4. ほっとネット推進員の発掘や育成、連携を重視し、関係機関との連携や外部講師を活用した相談体制の充実を図ります。 5. ふれあいのまちづくり住民懇談会等の地域活動を支援します。
------	--

1. 相談業務に関する取り組み

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの生活課題等の相談を受け、解決に向けて取り組みます。 ・市民からの相談に対して、迅速かつ適切な対応ができるよう、相談支援技術の向上に努めます。 		
項目	内 容	目標値	
相談	(1) ケース検討会	適切な対応を行うため、毎月1回地域福祉コーディネーター間の情報共有及びケース検討を行う。	年12回
	(2) 外部講師による事例検討会	相談支援技術の向上のため、外部講師による事例検討会の充実を図る。	年4回
	(3) 相談への対応	個別課題・地域課題の解決を図る。	年1,200件

2. ほっとネット推進員に関する取り組み

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活課題、及び地域課題の解決に取り組む人材の発掘に努めます。 ・ほっとネット推進員の育成のため研修会を開催します。 ・ほっとネット推進員との円滑な連携のために交流を深め、必要な情報提供を行います。 		
項目	内 容	目標値	
ほっとネット推進員の発掘	(1) ほっとネット推進員（個人・団体）を増やすための取り組み	出前講座を実施し、ほっとネット推進員（個人・団体）の増加に努める。	20人増
ほっとネット推進員の育成	(1) 研修会の開催	スキルアップを図り、ほっとネット推進員同士の横のつながりをつくるために、研修会を開催する。	年1回
ほっとネット推進員との連携	(1) 相談ケースへの関わり	必要に応じて個別課題・地域課題の解決に向けて連携を図る。	随時
	(2) 情報提供	ほっとネットステーション通信を発行する。	年4回
	(3) サードプレイス展の開催	地域福祉コーディネーター事業の普及啓発や地域活動の紹介。ほっとネット推進員の協力を得て、市民へ向けた情報発信の場を開催する。	年1回

令和6年度 福祉活動推進課 事業計画

【相談支援係:地域福祉コーディネーター事業（西東京市からの受託事業）】

3. 地域のネットワーク作りへの取り組み			
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっとするまちネットワークシステム地区推進会議を開催し、市民の生活課題や地域課題を共有します。 ・市民や地域の活動団体、関係機関と連携し、福祉力を高める取り組みや、つながり作りを支援します。 		
項目	内容	目標値	
ネットワーク作り	(1) 地区推進会議の開催	4圏域で地区推進会議を開催する。	年8回 (各圏域2回)
	(2) 縁側プロジェクト連絡会の開催	地域の縁側プロジェクトの参加団体や地域のサロン実施者を対象とした連絡会を開催し、交流や情報交換を図る。	年1回
	(3) 電話で話そう20分の活動支援	電話で話そう20分の活動者に対し、支援を行う。	随時

4. 情報発信・普及啓発			
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーター事業を知ってもらうことで、市民及び関係機関に理解を深めてもらうとともに、推進員には継続して協力が得られるように、情報発信や普及啓発に努めます。 		
項目	内容	目標値	
情報発信・普及啓発	(1) ほっとネットステーション通信の発行	ほっとネットステーション通信を発行する。（再掲）	年4回
	(2) リーフレット等の発行	リーフレット、事業広報、推進員の手引きを見直し、必要に応じて内容を改定する。	年1回
	(3) サードプレイス展の開催	地域福祉コーディネーター事業の普及啓発や地域活動の紹介。ほっとネット推進員の協力を得て、市民へ向けた情報発信の場を開催する。（再掲）	年1回
	(4) ホームページやSNS等の活用	ふれまちや地域活動の情報を課内で連携して発信する。SNSの活用も検討する。	年24件 (情報掲載数)

5. ふれあいのまちづくり住民懇談会活動			
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・住民懇談会が地域課題の共有、課題解決のために話し合う場として機能できるよう支援します。 		
項目	内容	目標値	
ふれあいのまちづくり住民懇談会	(1) 住民懇談会の開催	20地区×11月	220回
	(2) 代表者会の開催	代表者が集まり、情報共有や意見交換する場を開催する。	年1回
	(3) ふれあいのまちづくり住民懇談会の広報	ほっとネットステーション通信や事業広報を活用して広報を行う。	年4回
	(4) ホームページやSNS等の活用	ふれまちや地域活動の情報を課内で連携して発信する。SNSの活用も検討する。（再掲）	年24件 (情報掲載数)

令和6年度 福祉活動推進課 事業計画

【相談支援係:地域福祉コーディネーター事業（西東京市からの受託事業）】

6. 重層的支援体制整備事業に関する取り組み			
方針	<ul style="list-style-type: none"> これまで解決が難しかったり十分に対応できなかった課題に対し、市と共に様々な関係機関と連携して対応し、「西東京市版地域共生社会」の実現を目指します。 「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「参加支援事業」に関係機関と連携して取り組み、包括的な支援体制の構築を目指します。 重層的支援体制整備事業を推進するために、関係機関への周知を行います。 		
項目	内容		目標値
重層的支援体制整備事業	(1) 関係機関及び市民への周知	リーフレット等を作成し、普及啓発に努める。	随時
包括的相談支援事業	(1) 関係機関及び市民への周知	主管課と協議の上、広報資材を作成しつつ、関係機関等へ説明の機会を設け、事業の普及啓発に努める。	8回
地域づくり事業	(1) 地域づくりの推進	世代や属性を超え交流できる場や交流・参加・学びの機会を生み出すため、地域住民や関係団体と連携し、地域づくりを進める。	随時
多機関協働事業	(1) 支援会議の活用	支援が届いていないケースについて必要な支援体制を関係機関と検討する。	随時
	(2) 重層的支援会議の開催	支援プランの適切性や評価、社会資源の充足状況や開発に向けた検討を行う。	随時
	(3) 支援プランの作成	重層的支援会議にかかったケースに関し、支援プランを作成する。	4ケース
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	(1) 本人や地域・関係機関への訪問	本人や地域・関係機関とつながり、課題を把握するためのアウトリーチを積極的に行う。	随時
参加支援事業	(1) 社会とつながるための支援の実施	支援対象者が社会とのつながりを作るためのメニュー作りや、受け入れ先の調整・開発を行う。	随時

令和6年度 福祉活動推進課 事業計画

【地域福祉推進係：小地域福祉推進事業】

係の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市に住み・活動する全ての人々が、支え手側・受け手側と分かれることなく互いに支え合いながら活躍できる社会を目指し、「西東京市スタイル2.0」を推進します。 2. 行政、関係機関、団体等と連携し、地域の状況に応じて住民自らの総意と工夫によって様々な生活課題を解決するために、ふれあいのまちづくり事業（小地域福祉事業）に取り組みます。 3. 地域活動を進めるために、継続的に地域活動拠点の運営に努めます。 4. 歳末たすけあい・地域福祉募金事業を実施し募金額の拡大に取り組みます。 5. 共同募金事業へ協力します。
------	---

1. ふれまち助け合い活動

方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・助け合い活動振り返り会や連絡会を開催し、「自分たちでできること」の共有を図り、住民自らの社会参加を進めます。 ・助け合い活動を広報するとともに新たな活動者を増やします。 		
項 目	内 容	目標値	
助け合い活動の充実	(1) 助け合い活動の依頼受付	週1回×8ヶ所×4週×12月	384回
	(2) 助け合い活動振り返り会	8ヶ所×6回	48回
	(3) 助け合い活動の周知	社協だよりやホームページ、説明会等の開催により広報	随時
助け合い活動連絡会	(1) 助け合い活動連絡会の開催	年2回	2回

2. 地域活動拠点

方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動拠点において地域課題の発見、解決のためにそれぞれの特性を活かした運営に取り組みます。 ・近隣住民等の理解と協力を得ながら、地域活動拠点の運営に努めます。 ・新規活動拠点の開設に向けて、関係各所に積極的に働きかけを行います。 		
項 目	内 容	目標値	
地域活動拠点の運営・整備	(1) 拠点利用団体懇談会	8拠点×1回	8回
	(2) 拠点や登録団体の広報	ちらしや社協だより、ホームページ等により、拠点や登録団体の広報を実施	随時

3. 地域活動団体支援

方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で、お互いに支え合うまちづくりを進めるため、ふれあいのまちづくり住民懇談会や市内の地域福祉活動団体へ助成します。 		
項 目	内 容	目標値	
助成金交付	(1) 住民懇談会活動費	1地区 上限 8万円	160万円
	(2) 地域福祉活動助成金	1団体 上限10万円	70万円

4. ふれあいのまちづくり推進委員会

方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいのまちづくり事業のあり方を検討し、地域福祉の推進のために提言を行います。 		
項 目	内 容	目標値	
ふれあいのまちづくりの推進	(1) ふれあいのまちづくり推進委員会の開催	年2回	2回

令和6年度 福祉活動推進課 事業計画

【地域福祉推進係：小地域福祉推進事業】

5. 歳末たすけあい・地域福祉募金事業			
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、募金協力員などの理解と協力を得て募金を実施し、見舞金や地域福祉活動費等の配分先の決定までを一環して行います。 ・募金箱設置先・募金協力事業所の開拓に努め、社協職員全体で募金活動に取り組みます。 		
項目	内 容		目標値
募金運動の実施	(1) 募金活動の実施	募金を募る	200万円
		募金協力事業所の確保と拡大	330か所
		街頭募金の実施	5か所
		募金箱設置先の確保と拡大	50か所
	(2) 広報活動の実施	社協だよりへの記事掲載	2回
		社協HPへ記事掲載	2回
		事業広報チラシの作成と配布	3,000枚
		市内掲示板へポスター掲示	73か所
配分検討委員会の運営	(1) 配分検討委員会の開催	配分内容の検討と配分	1回

6. 共同募金事業			
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の増進を図るため赤い羽根共同募金運動に協力し、民生委員・児童委員、募金協力者などの協力を得て共同募金運動を実施します。 		
項目	内 容		目標値
募金運動の実施	(1) 募金活動の実施	募金を募る	170万円
		募金箱設置先の確保と拡大	67か所
		街頭募金の実施	5か所
	(2) 広報活動の実施	社協だよりへの記事掲載	2回
		社協HPへの記事掲載	2回
		事業広報チラシの作成と配布	3,000部
		市内掲示板へポスター掲示	73か所
	配分推せん委員会の運営	(1) 配分推せん委員会の開催	配分申請事案の検討と推せん

令和6年度 福祉活動推進課 事業計画

【地域福祉推進係：生活支援体制整備事業（西東京市からの受託事業）】

係の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者の生活支援ニーズや社会的孤立等の課題に対して、住民との協働や様々な機関・団体と連携し、解決のために取り組みます。 2. 短期集中予防サービス(通所C)に関係機関との連携により取り組みます。 3. 「西東京スタイル2.0」の確立を目指して、事業を推進します。
------	--

1. 高齢者の地域参加促進、介護予防に関する取組み

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に参加できるように情報提供を行い、地域参加のきっかけを作ります。 ・短期集中予防サービス(通所C)において地域資源を紹介します。 		
項目	内容		目標値
人材の発掘、地域活動への参加の促進	(1) ささえあい訪問協力員養成の取り組み	養成研修の開催や随時説明を行う。	15人
	(2) 虚弱な高齢者等への支援	高齢者の相談に応じ、地域活動に参加できるよう支援を行う。	随時
介護予防に関する取組み	(1) 短期集中予防サービスにおける地域資源の紹介	短期集中予防サービスの利用者のニーズに合わせ、地域包括支援センターに地域資源を紹介する。	随時

2. 社会資源開発、ネットワークづくり

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活課題に対し、関係機関、団体、市民と連携して解決に取り組みます。 		
項目	内容		目標値
他団体との連携、地域とのネットワークづくり	(1) ささえあいネットワーク協力員、協力団体の増員	高齢者のゆるやかな見守りを展開できるよう、市民や団体に事業説明を行い、つながりを作る。	5団体
通いの場の確保	(1) サロン等の運営支援	市民や団体、企業、事業者等と共に介護予防や社会参加につながるサロンや体操、学習等様々な場づくりの支援を行う。	2ヶ所

令和6年度 福祉活動推進課 事業計画

【地域福祉推進係：生活支援体制整備事業（西東京市からの受託事業）】

3. 人材育成の取り組み			
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ささえあいネットワーク協力員、協力団体、訪問協力員等、高齢者の地域活動の担い手となる人材の発掘、育成に努めます。 		
項目	内容	目標値	
人材の育成	(1) 地域活動者の発掘と育成（ささえあい訪問協力員の増員）	養成研修の開催や随時説明を行い、人材の発掘と育成に取り組む。また、地域で活動する団体や登録団体等からの相談に対応する。	15名
4. 市民への情報提供に関する取り組み			
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加や介護予防に関する市民の理解を広めるため、さまざまな媒体により周知をします。 ・地域の情報を集め、高齢者に向けた情報提供を行います。 		
項目	内容	目標値	
情報の収集と提供	(1) 地域の情報収集と管理	地域に出向き、地域活動等の情報を収集し、管理をする。	随時
	(2) りんく通信の発行	事業内容や地域情報を発信する。	2回
	(3) 活動団体、事業所等の紹介	市民、関係団体等の要望に合わせて、市内で活動する団体、事業所等の情報を紹介する。	随時
5. 相談対応			
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者からの地域活動・社会参加に関する相談等を受け、解決に向けて取り組みます。 		
項目	内容	目標値	
相談支援	(1) ささえあい訪問活動での相談	利用者、訪問協力員からの相談に応じ、関係機関につなげる。	随時
	(2) 介護支援ボランティアポイント制度での相談	活動内容に関する相談や関係団体からの相談を受け、連絡調整等を行う。	随時
	(3) 地域活動の参加等に関する相談	訪問サービスの利用者、地域活動に参加したい高齢者、活動を始めた方の相談に応じ、支援する。サロン活動や様々な場面に積極的に出向き、相談を受け止め、課題解決に取り組む。	随時

令和6年度 福祉活動推進課 事業計画

【地域福祉推進係：ボランティア・市民活動センター事業】

係の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティア・市民活動センターは、ボランティア活動を推進するために、「つなげる、いかす、うみだす」の3つの取り組みを通じ、すべての人びとが、自らの可能性を現実のものにできるような地域社会を目指します。 2. 多様なニーズの把握・課題解決のための取り組み、ボランティア活動へ関心を高めるようコーディネート業務の強化に努めます。 3. 社会状況の変化にあわせ、柔軟に取り組み、事業計画を遂行できるよう努めます。 4. 災害ボランティアセンターを円滑に設置、運営できるよう、研修会や訓練を継続的に実施します。 5. 市民協働推進センターゆめこらぼとの連携・協働を目指した取り組みを行います。 6. 第五次西東京市地域福祉活動計画の「西東京市スタイル2.0」の確立を目指して事業を推進します。
------	--

1. 紹介・相談の取り組み（つなげる・うみだす）

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動をしたい人と、ボランティア活動を必要とする人をつなぎます。 ・市民協働推進センターと連携し、相談業務の充実を図ります。 		
項目	内 容	目標値	
コーディネートの実施	(1) 新規登録ボランティアの受付	広報紙やホームページ、出張講座等で活動を紹介し、登録ボランティアの増加に努めます。	50人
	(2) ボランティアの紹介	通年で紹介	100件/年
相談受付の実施	(1) ボランティアからの相談等の受付	通年で受付	随時

2. 広報活動の取り組み（つなげる・いかす）

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の関心を高め、ボランティア活動に参加するきっかけとなることを目的に、広報活動を展開します。 ・市民協働推進センターと連携した広報を展開します。 		
項目	内 容	目標値	
ボランティア・市民活動センターのPR（普及宣伝）	(1) 広報紙を活用した広報	ぼらんていあ倶楽部の発行	4回/年
	(2) インターネットを活用した広報	ホームページへの記事掲載	随時
	(3) 協働推進センターとの連携	相互の情報発信や行事への協力を行う	随時

3. 研修・講習会の取り組み（うみだす）

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決に取り組むボランティア活動者を増やすことや、ボランティアのスキルアップを目的に各種講座を実施します。 		
項目	内 容	目標値	
ボランティアの養成	(1) 講座講習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアはじめて講座 ・ボランティアスキルアップ講座 ・災害ボランティア養成講習会、災害ボランティアスタッフ養成講習会 	各1回
	(2) 夏!体験ボランティアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・将来、活動してもらうことを期待して様々なボランティア体験の機会を提供する。 	1回

令和6年度 福祉活動推進課 事業計画

【地域福祉推進係：ボランティア・市民活動センター事業】

4. ネットワーク作りの取り組み（つなげる・いかす）			
方 針	<ul style="list-style-type: none"> 一緒に活動するボランティア仲間を増やすための機会を作ります。 活動者同士が、活動する中での課題等の情報を交換したり、知識を深められるような交流の場をつくります。 ボランティア活動の際に生じる様々な悩みや課題を把握する機会を増やし、活動しやすい環境作りに努めます。 		
項 目	内 容	目標値	
ボランティア同士のつながり作り	(1) イベントを通じたネットワーク作り	ボランティアのつどいや懇談会を通し、様々なボランティア活動への相互理解を深める機会をつくる。	1回
	(2) 懇談会を通じたネットワーク作り		1回
連絡会の支援	(1) 傾聴ボランティアグループ連絡会の支援	連絡会への参加（四半期に1回程度）	4回/年
地域団体との協働	(1) 地域団体との協働	地域で開催されるイベントを通じて、関係者とのつながりを深める。	随時
5. 教育機関への協力と連携の取り組み（つなげる・いかす）			
方 針	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校での授業において、高齢者疑似体験や障がい者の講演等を通じて、福祉に対する理解を広め、地域とつながりあうきっかけとなるよう、各学校、教職員に協力します。 		
項 目	内 容	目標値	
福祉教育への支援	(1) 総合的な学習の時間への協力	9月～12月に実施 学校の依頼に基づき、各種体験や講演会に協力いただける講師やボランティアグループとの調整を行う。	延べ15件/年
6. 活動援助の取り組み（うみだす）			
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動や、市民活動に必要な研修、学習活動が活発に行われるよう支援します。 活動の支援となるよう機材貸し出しの充実に取り組みます。 		
項 目	内 容	目標値	
ボランティアグループや市民活動団体への支援	(1) 活動室の貸し出し	通年で受付	田無10団体 440回/年 保谷6団体 260回/年
	(2) ロッカーの貸し出し	通年で受付	田無25団体 保谷4団体
	(3) 機材の貸し出し	プロジェクター、高齢者疑似体験セット、ワイヤレスアンプ・マイク、車椅子等の貸し出し	20回/年

令和6年度 福祉活動推進課 事業計画

【地域福祉推進係：ボランティア・市民活動センター事業】

7. 保険の普及の取り組み			
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアやボランティアグループ、市民活動団体、福祉施設等が安心して活動できるよう、東京都社会福祉協議会が取り扱う「ボランティア保険」「行事保険」の受付窓口を担い、保険の加入促進に努めます。 		
項目	内容	目標値	
ボランティア保険と行事保険の取り扱い	(1) ボランティア保険の加入手続き及び加入促進	ボランティア保険の受付を行う。また、新規登録者に保険加入を促す。	3,000人
	(2) 行事保険の加入促進	行事保険の受付を行う。また、地域行事の主催者に保険加入を促す。	800行事
8. 連絡調整・連携			
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の適切な運営を図るために、西東京ボランティア・市民活動センター運営委員会を設置するほか、必要に応じて外部会議等に参加し、関係者からの情報収集や情報交換に努めます。 ・関係機関や団体、ボランティア等と連携し、課題解決に取り組みます。 		
項目	内容	目標値	
連絡調整	(1) 西東京ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催	5月・9月・1月・3月に開催	4回/年
	(2) ボランティア・市民活動センター長会議	不定期開催（概ね6月・9月・2月）	3回/年
	(3) ボランティア・市民活動推進事務局連絡会議	4月・7月・10月・1月に開催	4回/年
	(4) 災害ボランティア担当者会議	不定期開催（概ね4月・1月）	2回/年
	(5) 北多摩北部ブロックボランティア担当者連絡会	不定期開催	4回/年
	(6) 日本語ボランティア連絡会	4月・10月に開催	2回/年
	(7) 市民協働推進センターとの連携	通信やイベント等について両センター職員で打ち合わせを実施する	随時
	(8) 災害等に関する取り組み	市総合防災訓練での訓練実施や被災地支援の取組み	随時

令和6年度 福祉活動推進課 事業計画

【地域福祉推進係：市民協働推進センター事業（西東京市からの受託事業）】

係の方針	<ol style="list-style-type: none"> 西東京市市民協働推進センター（以下、センターという）は、平成21年の設立から15年。第4期である今期は「個」の支援や教育機関との協働において強みを持つ西東京ボランティア・市民活動センターと情報共有等を通じた連携のもと、「あつまる」「つながる」「ささえる」を理念に事業を実施します。企業等との協働を通じて地域共生社会の実現を目指したセンター運営を継続します。 センターは中間支援組織として、市民活動団体の自立・継続に向けてきめ細やかな情報提供、アドバイス、コーディネートなどのサポートを強化、社会情勢に迅速に対応しながら協働を推進していきます。
------	--

1. 広報・PR事業の取り組み

方針	・地域連携の促進やセンターの広報・PRの充実を図るために、各種情報媒体を積極的に活用しながら、「活動者が得たいと思う情報」を広く周知していきます。ホームページの機能充実を図ります。		
項目	内容		目標値
センターの情報発信及び情報の更新、周知活動	(1)センターのホームページやSNS等を利用した広報・PR活動	ホームページアクセス数	20,000件
		インスタフォロワー数	100人
	(2)各種媒体により、センターの役割や機能、活動内容を広報・PR	機関紙「ゆめこらぼ通信」の発行（6月、9月、12月、3月）	4回
		団体紹介冊子の発行（1月）	1回
他団体・組織との連携	(1)広報・PRに協力してくれる団体・企業・施設を拡大	協力団体・企業、施設の確保	通年
	(2)市内全ての小中学校への団体紹介冊子の配架	地域学校協働活動等での活用促進	1回
	(3)西東京ボランティア・市民活動センターとの連携	西東京ボランティア・市民活動センターとの連携、強化	通年

2. 情報収集・提供事業の取り組み

方針	・現在活動している市民活動団体や市民活動に関連する情報を迅速に集約・発信し、市民活動に関する市民の理解や認知度の向上、市民参加の促進を図ります。		
項目	内容		目標値
市民活動団体の情報収集・提供	市民活動団体の活動内容等を取材等で収集し、機関紙、ホームページ、団体紹介冊子や地域密着型メディア等で情報提供	機関紙「ゆめこらぼ通信」の発行（6月、9月、12月、3月）(再掲)	4回
		地域密着型メディア各社との連携	通年
		ホームページ、SNSで発信（団体のイベント情報、パンフレット、機関紙）	通年
		イベント情報の発行	12回
		団体紹介冊子の発行（1月）(再掲)	1回
市民活動の情報収集・提供	(1)市民活動の支援情報の収集・提供	社会情勢に迅速に対応した支援情報を収集、ホームページ等での情報提供	100件
	(2)市民活動の動向の情報収集・提供	近隣8市との情報連絡会や日本NPOセンター主催のCEO会議等に参加し、情報収集・提供	3回

令和6年度 福祉活動推進課 事業計画

【地域福祉推進係：市民協働推進センター事業（西東京市からの受託事業）】

3. 相談事業の取り組み		
方針	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体(市民、NPO等市民活動団体、企業、行政職員、教育機関等)がよりよい形でパートナーとなり協働を推進するため、また、各団体が自立的でかつ継続的に活動ができるよう、市民活動を支えるセンターとしての役割を担います。 西東京ボランティア・市民活動センターと連携し、相談業務の充実を図ります。 	
項目	内容	目標値
相談業務	(1) 市民活動に関する一般的な相談 センター職員による相談対応	60件
4. 人材、団体育成・研修事業（重点事業）の取り組み		
方針	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加を促す意識啓発、市民活動に必要な知識を習得する研修を行い、誰も取り残さない「皆で支え合う地域共生社会」実現のために事業を展開します。 事業を通じて人材、団体育成の更なる推進を図ります。 	
項目	内容	目標値
人材、団体育成・研修事業	(1) NPOパワーアップ講座 NPO等市民活動団体の育成・組織基盤強化等の講座を開催	1回
	(2) サロンDEこらぼ ゆめこらぼのサロンスペースを活用した「市民活動の紹介等」市民活動への理解と普及啓発を実施	15回
5. 地域連携促進事業の取り組み		
方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題を解消するために市民活動団体、地縁団体、企業、教育機関、行政等が相互に交流、連携、協働するため、コーディネート機能を有効に発揮し、地域連携の更なる促進を進めます。 	
項目	内容	目標値
地域連携促進事業	(1) 団体交流会 つながりを深める場として開催	1回
	(2) NPO市民フェスティバル 参加団体の活動を市民へ紹介し、市民活動への理解や参加のきっかけの場として開催	1回
	(3) 多者協働のまちづくり 多者協働により課題解決を推進	1回
地域コミュニティ支援施策への協力	地域協力ネットワークの連携強化 各地域協力ネットワーク内の連携支援と、各地域協力ネットワーク間の連携やつながりを推進	20回
教育現場とNPO等市民活動等との連携	社会教育委員会及び研修への参加 市民活動を社会教育に活かすようつながりづくりを実施	12回

令和6年度 福祉活動推進課 事業計画

【地域福祉推進係：市民協働推進センター事業（西東京市からの受託事業）】

6. 施設の提供及びその他事業の取り組み		
方針	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動を支えるために、利用しやすいサロンスペースや機材の提供を行います。また、サロンスペースにて、団体のオンライン活用に向けた機会を提供していきます。 社会状況を鑑み、安心して利用できる環境、機会を提供します。 	
項目	内容	目標値
施設・機材の貸出・提供	(1) センター来訪者	2,000人
	(2) サロンスペースの提供	サロンスペース利用 700人
	(3) 機材の貸出・提供	コピー機、印刷機、紙折り機、裁断機、ラミネーター、プロジェクター、マイク、Wi-Fi等 300件
	(4) メールボックスの提供	登録団体に対し、メールボックスの提供 100団体
7. 運営及び維持管理の取り組み		
方針	<ul style="list-style-type: none"> 市民の声を反映するため運営委員会を設置します。 事業充実に向け、研修によるスタッフの資質向上を図ります。 運営における設備・機材の維持管理を行います。 西東京ボランティア・市民活動センターと連携を図ります。 NPO等市民活動団体が自立して活動できるよう図ります。 受託期間最終年度にあたり、次期の受託に関する検討を行います。 	
項目	内容	目標値
運営及び維持管理	(1) 運営委員会の開催	必要に応じて開催 7回
	(2) 研修会への参加	職員の資質向上 20回
	(3) 運営における維持管理	設備・機材の維持管理 通年

令和6年度 福祉支援課 事業計画

【権利擁護係】

係の方針	<ol style="list-style-type: none"> 市の第5期西東京市地域福祉計画における「成年後見制度利用促進基本計画」および社協の第五次地域福祉活動計画の策定によって、成年後見制度の利用促進と法人後見の本格実施を推進します。 権利擁護センターとして広く市民や関係機関に知ってもらうため、出前講座や関係機関情報交換会を実施し、広報・啓発に務めます。また、後見人のつどいを開催し、親族後見人の交流及び啓蒙・啓発を図ります。
------	--

1. 日常生活自立支援事業（東社協からの受託事業）

方針	<ul style="list-style-type: none"> 事業の周知、啓発に力を入れます。市民、関係機関に向けた出前講座等きめ細かく開催します。 ニーズの発見と把握に力を入れます。権利擁護の必要な人を早期に発見し、支援につなげます。 成年後見制度が必要になったときスムーズに移行できるよう、係内の連携を強化します。 		
項目	内 容	目 標 値	
日常生活自立支援事業契約件数の確保	(1) 問い合わせ、相談の対応	随時	3,000回
	(2) 新規契約締結	随時	25件
	(3) 契約に基づく支援	随時	1,300回
成年後見制度への移行	(1) 成年後見制度移行支援	随時	5件
福祉サービス利用支援事業	(1) 日常生活自立支援事業の対象拡大の支援	随時	5件
出前講座の開催	(1) 関係機関、サロン等での事業説明	年7回開催	7回

2. 権利擁護センターあんしん西東京事業（西東京市からの受託事業）

方針	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度等を活用した権利擁護支援に関する総合相談を実施します。 市長申立の審査等のためにあんしん西東京運営審査委員会を運営します。 後見人等としての援助内容や方法に関する相談を行います。 地域連携ネットワークの構築に向けて、市所管課と協議を進めます。 		
項目	内 容	目 標 値	
あんしん西東京運営審査委員会の運営	(1) 運営審査委員会の開催	あんしん西東京の適正な運営及び市長申し立て案件の適否の審議	12回
相談内容の充実	(1) 一般相談	受付相談、関係機関との調整	随時
	(2) 専門相談	弁護士、司法書士等の専門家による相談	30回
	(3) 苦情受付	福祉サービスに関する苦情相談	随時
後見人サポート	(1) 後見人のつどいの開催	市内在住の親族後見人の交流及び、相互の啓蒙・啓発の実施	1回
	(2) 親族後見人のネットワーク作り	親族後見人の名簿作成、及びサポート	随時
	(3) 後見人からの相談	専門職、親族後見人等からの相談受付	随時
関係機関との連携	(1) 関係機関情報交換会の開催	専門職後見人と市内の相談機関と支援に関連する最新の情報の共有	2回
社会貢献型後見人の養成	(1) 7市合同養成基礎講習の実施	11月～3月に開催	6日間 (30時間)
成年後見制度の利用促進	(1) 地域連携ネットワーク構築に向けた準備	中核機関受託に向けた準備に取り組む	随時

令和6年度 福祉支援課 事業計画

【権利擁護係】

3. 法人後見事業、法人後見監督事業			
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランに基づき法人後見業務を行い、人員体制の整備に取り組みます。 ・社会貢献型後見人（市民後見人）研修修了生の実習を行い、育成をします。 ・社会貢献型後見人の監督人として、不正防止の徹底と社会貢献型後見人の支援を適切に行います。 		
項 目	内 容		目標値
法人後見業務の試行	(1) 法人後見人等の受任	法人後見制度の利用促進を図り、受任件数を拡大	4件
社会貢献型後見人の育成	(1) 社会貢献型後見人の実習	養成講習修了者へ法人後見の後見支援員として実習を実施	1人
社会貢献型後見人定期報告会	(1) 活動報告会の実施	毎月	12回

令和6年度 福祉支援課 事業計画

【権利擁護係:生活困窮者自立相談支援事業（西東京市からの受託事業）】

係の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活困窮者自立支援法に基づいて、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応します。 2. 生活困窮者の相談を受け止め、課題を適切に把握・分析し、「自立支援計画」を作成する等の支援を行います。 3. 関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認等を行うとともに、必要な社会資源の発掘・開発を行います。
------	---

1. 生活困窮者自立相談支援事業（西東京市からの受託事業）

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の相談を受け止め、早期かつ包括的に対応します。また、抱えている課題を適切に把握・分析（アセスメント）するとともに、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成する等の支援を行います。 ・関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認を行うとともに、必要な社会資源を開拓します。 ・離職者やひきこもりの相談に対しては、ハローワークや就労準備支援事業等と連携して課題解決を図ります。また、関係機関と連携して、潜在的生活困窮者の発掘やアウトリーチに力を入れて取り組みます。 ・経済基盤の脆弱化に起因する生活課題について、相談者とともに解決できるよう取り組みます。 		
項目	内 容	目標値	
相談体制の充実	(1) 相談を受け止め、課題を把握 来所、電話等による新規相談を受け止める。	648回 (厚労省基準)	
支援調整会議の運営	(1) 支援調整会議の運営 支援計画の適正さを確認する。	12回	
行政および関係機関との連携と支援	(1) 潜在的な相談者の発掘 関係機関や地域のネットワークと連携してアウトリーチを行う。	随時	
社会資源の活用	(1) 既存の社会資源の活用 必要に応じ社会資源との連携に努める。	随時	

令和6年度 福祉支援課 事業計画

【サービス提供係】

係の方針	<p>各事業に確実に取り組みながら、事業の課題を検討し改善・解決に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有償家事援助サービス事業を、助け合い活動の理念に沿って実施します。 2. 車いすの貸出し事業を実施し、安全点検と貸出し体制を充実させます。 3. 緊急援護費支給事業を実施します。 4. 生活福祉資金貸付事業を受託し、貸付相談と償還相談に取り組めます。 5. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を受託し、実施します。 6. 受験生チャレンジ支援貸付事業を受託し、貸付と相談に取り組めます。 7. ファミリー・サポート・センター事業を受託し、リスク管理を充実させながら安全な預かりを実施します。 8. 高齢者生きがい推進事業を受託し、高齢者が生きがいを持って、いきいきと暮らし続けられるよう支援します。 9. 介護予防事業を受託し、対象者の発見と個別支援を強化します。
------	---

1. 在宅福祉サービス事業

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・手助けしてほしい方(利用会員)と手助けしたい方(協力会員)の双方が、事業の会員となり日常生活の支援や産前産後の支援を目的として、会員間で行う援助活動の調整と支援を行います。 ・双方の会員をふれあいのまちづくり事業や地域支援事業につなぎ、誰もが困った時に助け合い、安心して暮らせる地域づくりを推進させます。 ・市民の立場で無理なく提供できる安心・安全なサービスの継続を目指します。また、協力会員登録説明会を開催し、協力会員増強に努めます。 ・引き続き、関係機関との連携をすすめながら、包括的に当事者に最も適したサービスの提供に努めます。 		
項目	内 容	目標値	
有償家事援助サービスの提供	(1)サービスの提供	時間サービスの提供	4,200時間
		スポットサービスの提供	240回
	(2)サービスの担い手の育成	協力会員登録説明会の実施	2回
		協力会員基礎研修の実施	2回
	(3)サービス提供体制の充実	車いす介助研修の実施	1回
		スキルアップ研修の実施	1回
		協力会員の確保	80名
	(4)事業の周知、広報活動	社協のHPに活動報告掲載	随時
		社協だよりに事業記事掲載	4回
	車いすの貸出し	(1)貸出しの実施	状態に応じた車いすの貸出実施
依頼に応じて運搬サービス実施			通年
(2)安全操作のための指導		操作方法の指導、操作冊子の配布	通年
(3)メンテナンスの充実	点検の委託と修理の実施	1回	

2. 緊急援護費支給事業

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて市内に立ち寄った金銭を有しない住所不定者に対し、必要があると認められる場合に、希望地へ移動するための交通費(上限500円)を支給します。 		
項目	内 容	目標値	
緊急援護費の支給	(1)援護費の支給	相談と支給	適宜

令和6年度 福祉支援課 事業計画

【サービス提供係】

3. 生活福祉資金貸付事業（東社協からの受託事業）			
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関や公的貸付制度からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に資金を貸すことで、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ります。 ・償還に関する相談や指導を行い円滑な返済を支援することで自立の支援を行い、貸出し資金の原資確保につなげます。 		
項目	内容		目標値
福祉費の貸付	(1)福祉費の貸付実施	相談、世帯支援と円滑な資金交付	適宜
		関係機関との連絡調整、他制度紹介	適宜
教育支援資金貸付	(1)教育支援資金の貸付実施	相談、世帯支援と円滑な資金交付	適宜
		関係機関との連絡調整、他制度紹介	適宜
緊急小口資金貸付	(1)緊急小口資金の貸付実施	相談、世帯支援と円滑な資金交付	適宜
		関係機関との連絡調整、他制度紹介	適宜
不動産担保型生活資金貸付	(1)不動産担保型生活資金の貸付実施	相談、世帯支援と円滑な資金交付	適宜
		関係機関との連絡調整、他制度紹介	適宜
総合支援資金貸付	(1)総合支援資金の貸付実施	相談、世帯支援と円滑な資金交付	適宜
		関係機関との連絡調整、他制度紹介	適宜
臨時特例つなぎ資金貸付	(1)臨時特例つなぎ資金の貸付実施	相談、世帯支援と円滑な資金交付	適宜
		関係機関との連絡調整、他制度紹介	適宜
償還事業の実施	(1)償還促進	償還残高のお知らせ送付	6回
	(2)償還状況の把握	世帯把握と償還相談	適宜
	(3)滞納者への対応	専門機関との連携で督促対応	適宜
	(4)特例貸付に係る償還支援	東社協や自立機関との連携で対応	適宜
免除・猶予・少額返済の相談支援		適宜	

4. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（東社協からの受託事業）			
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対して入学・就職準備金の貸付に関する受付事務を受託し支援します。また、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給世帯を対象に、住宅の借り上げに必要となる資金の貸付に関する受付事務を受託し支援します。 		
項目	内容		目標値
貸付事業の実施	(1)貸付業務の実施	相談と申請事務の実施	適宜

令和6年度 福祉支援課 事業計画

【サービス提供係】

5. 受験生チャレンジ支援貸付事業（西東京市からの受託事業）			
方針	・高校、大学等の受験生の子どもがいる世帯で一定の要件に当てはまる世帯に対し、学習塾の費用や受験費用の貸付を行うことで、世帯の経済的負担軽減を図ります。		
項目	内容	目標値	
受験生チャレンジ貸付	(1) 資金貸付の実施	相談、円滑な申請対応	随時
		関係機関との連絡調整、他制度紹介	適宜
	(2) 事業周知、広報活動	掲示板、はなバスへのポスター掲示	3回
		パンフレットの配布	適宜
		社協HPへの記事掲載	通年
		市報、社協だよりへの記事掲載	5回

6. ファミリー・サポート・センター事業（西東京市からの受託事業）			
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の一環として、地域の中で援助を受けたい方(ファミリー会員)と、援助を行いたい方(サポート会員)の双方が事業の会員となり、会員間で行う有償の援助活動を支援します。 ・必要に応じて、ふれあいのまちづくりや、ほっとネット等の地域支援事業に繋ぎ、地域の中で子育てサポートが受けられるように連携します。 ・最近の子育て事情の変化やニーズに応じて適宜事業内容を検討し、安心して預けられる事業にします。 ・サポート会員を対象とした交流会や講習会等を開催し、情報交換を通じた技術向上、リスク管理に努めます。 ・サポート会員募集のちらしを活用し、関係機関等に出向いて広報活動を行います。 		
項目	内容	目標値	
子どもの預かりサービスの提供	(1) サービスの提供	子どもの預かりを実施	4,000回
	(2) 担い手の育成	サポート会員養成講習会実施	2回
	(3) サービス提供体制の充実	ステップアップ研修の実施	1回
		サポート会員の確保	230名
	(4) 事業の周知、広報活動	ファミリー会員の登録説明会実施	22回
		コアラだよりの発行	1回
		社協のHPに活動報告掲載	4回
		社協だより、市報に事業記事掲載	15回
		ポスター掲示、チラシの配架	2回
		関係機関等に出向いての広報	随時
	会員交流会の実施	1回	

令和6年度 福祉支援課 事業計画

【サービス提供係】

7. 高齢者生きがい推進事業（西東京市からの受託事業）			
方 針	<p>1. 高齢者の身体的・精神的活動及び社会参加を支援し高齢者が生きがいを持って、いきいきと暮らし続けられるように支援します。</p> <p>2. 市内の老人福祉センター・福祉会館で各種教室、健康体操教室、シニア大学等の事業を展開することで、高齢者の生きがいづくりを支援します。</p> <p>3. 市内の老人福祉センター・福祉会館に、本事業を推進するための「生きがい推進補助員（嘱託職員）」を配置し、高齢者の生きがい活動をサポートするとともに、「コミュニティケア嘱託職員」を配置し、高齢者の健康相談を実施します。</p> <p>4. 西東京市、地域包括支援センター、高齢者クラブ、その他の関係機関と協働・連携をとりながら実施するとともに、社協内の連携・協働により効率的な事業運営に努め、高齢者の地域活動や社会参加を促します。</p>		
項 目	内 容	目 標 値	
各種教室	(1)福祉会館・老人福祉センターでの各種教室	5月～3月に「パステルアート」「麻雀」「音楽」などの教室を開催	各教室 月2回
健康体操教室	(1)福祉会館・老人福祉センターでの健康体操教室	前期（4月～9月）、後期（10月～3月）に健康体操教室を開催	各教室 月4回
シニア大学	(1)総合課程：年間の連続講座	6月～3月、福祉会館内または外出により実施	年16回
	(2)単科講座：テーマ別の講座	カラダのゆがみ改善講座。前期・後期各5回実施	年10回
		健康増進についての講座を開催	年2回
		教養を高める講座を開催	年2回
シニア向けイベント	(1)シニアを対象に、健康や趣味活動につながる体験ができるイベントの開催	11月頃に開催予定	年1回
		3月頃に実施予定	年1回
歩いて見る会	(1)西東京市や周辺地域を歩き、地域を知る機会を作る	11月頃に開催予定	年1回
		3月頃に実施予定	年1回
各館事業のサポート	(1)老人福祉センター・福祉会館での演芸大会、作品展覧会等を市と協働にて実施	各館事業予定に沿って実施	各館 年1～2回
	(2)利用者からの生活相談・健康相談への対応	対応する事業の紹介や高齢者支援課、関係機関と連携	適宜
効果的・効率的な事業運営	(1)他係との連携	事業や情報交換を通じて、福祉会館利用者の生活の質の向上につながるよう連携	適宜

令和6年度 福祉支援課 事業計画

【サービス提供係】

8. 介護予防事業（西東京市からの受託事業）			
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市から受託し、閉じこもりがちな高齢者の外出機会を増やすことにより、要介護状態への移行を予防する事業を実施します。 ・参加者の個々の状況に応じた支援を強化することで、地域の様々な資源や活動とつながるように支援します。 ・西東京市、地域包括支援センター、社協内事業、その他の関係機関と連携を図りながら、閉じこもりがちな高齢者の発見に努め、はつらつサロンへの参加を促します。 ・閉じこもり予防の相談日を設置し、家族からの相談により対象者の発見に努めます。 		
項目	内容	目標値	
はつらつサロンの運営	(1) はつらつサロンの実施	福祉会館・老人福祉センターでののはつらつサロンの開催	各館 月4回
		外出企画の実施	1回
	(2) 個別支援強化	個別支援計画の作成と対応	20名
	(3) ボランティアポイント制度の活性化	ボランティアの受け入れ	15名
	(4) 事業の周知、広報活動	市報に記事掲載	1回
		社協だよりに記事掲載	1回
		広報パンフの印刷、配布	適宜
関係機関への事業周知		適宜	